

島田市公共施設適正化推進計画策定支援業務委託 仕様書

1 業務名

島田市公共施設適正化推進計画策定支援業務

2 目的

島田市が保有する公共施設の品質、保有量、管理費の適正化を図るため、実効性を有した計画を策定することを目的とします。

3 履行場所

島田市内

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

5 準拠法令等

受託者は、最新の関係法令等を順守し、法令等に適合した業務を遂行しなければならない。

6 資料の貸与

本市は、次に掲げる資料を受託者に貸与するものとする。この場合、貸与された資料は本業務終了後速やかに返却するものとする。

【資料名】

- (1) 島田市総合計画
- (2) 島田市都市計画マスタープラン
- (3) 島田市公共施設等総合管理計画（現計画データ）
- (4) 公共施設カルテ及び公共施設データベース
- (5) 固定資産台帳（令和6年度末）
- (6) 島田市人口ビジョン（R7改訂版）
- (7) 個別施設計画及び長寿命化計画
- (8) 決算（統計）データ
- (9) 財政状況資料集・経営分析比較表
- (10) 島田市公共施設適正化推進プラン2019
- (11) その他受託者が必要とする資料のうち、本市で提供が可能な資料

7 業務内容

委託する業務は、島田市公共施設適正化推進計画の策定支援に係る一式とし、内容は、おおむね次のとおりとする。

(1) 計画策定準備

ア 業務内容、実施方針、工程、実施体制等を記載した業務実施計画書（任意様式）の作成

(2) 資料収集・情報整理

ア 公共施設等に関する基礎データ（耐震化の状況、点検・診断結果、維持管理・更新コスト等）の収集・整理

イ 人口推移、将来人口及び財政状況の把握・整理

(3) 現状分析・課題整理

主に次の内容について分析・課題整理すること。

ア 公共施設カルテに記載を予定している「方向性」の整理・分析

イ 施設別の利用状況の分析（稼働率や用途）

ウ 施設別の老朽化状況と将来的な修繕、改修、設備・建物更新費用などの投資的経費の試算

エ 施設別の光熱水費・委託料・人件費などの管理運営に係る経常的経費の分析

オ 島田市人口ビジョン（R7改訂版）に基づく地域別施設需要予測

カ 既存施設の地域的偏在に係る過不足状況の分析

キ 将来的な財政負担予測

ク 統廃合に伴う市民サービス低下の蓋然性

(4) 計画策定支援業務

ア 公共施設適正化推進計画の策定支援

上記(1)～(3)の内容を踏まえ、公共施設の品質・保有量・管理費の適正化を図るための計画案を策定すること。計画案は、既存計画「島田市公共施設適正化推進プラン2019」を活かして策定するとともに、次の内容を含めること。また、①～④、⑫、⑬、⑮、⑯の内容は、市が主にとりまとめ、これ以外の内容は、受託者が主にとりまとめること。

①計画策定の背景、目的

②計画の位置づけ（島田市公共施設等総合管理計画、個別施設計画との関係）

③計画期間

④対象施設の範囲

⑤公共施設の現状分析（建物状態と投資的経費、利用状況と経常経費、人口動態・分布と施設配置状況など）

⑥投資的経費と経常的経費に係る将来的な財政見通し

⑦老朽化の進行、ニーズの縮小、財政負担の増大など、公共施設を取り巻く課題の整理

⑧適正化基本方針（計画の基本的な考え方、再編基本方針等）

⑨施設分類別（用途別）の方向性の整理

⑩再配置・統廃合の考え方（手法の整理、実施時期を含む）

⑪優先順位付けの基準

- ⑫ 個別施設計画との連携方法（個別施設計画の策定指針を含む）
- ⑬ 市民合意形成の進め方
- ⑭ 庁内推進体制、P D C A サイクル・進行管理方法
- ⑮ 計画の見直しルール
- ⑯ 財源確保方策（起債、補助金、基金等）
- ⑰ リスク管理（災害対応、安全管理、施設停止リスク）
- ⑱ 対象施設の適正化実施時期を示した一覧表及び図

イ 庁内会議の支援

庁内において開催する会議に必要な資料作成の支援を行うこと。

ウ パブリックコメントの実施

本市が実施するパブリックコメントに必要な資料作成及びパブリックコメントへの回答案の作成支援を行うこと。

エ 打合せ協議の実施

本業務を適正かつ円滑に実施するため、初回、中間2回、最終の打合せ協議（オンライン可）を行うこと。打合せ協議後は、その都度受託者が記録した協議簿（要旨）を提出すること。なお、その他必要な際は随時協議すること。

8 成果品

以下の成果品を電子データで提出すること。

- (1) 島田市公共施設適正化推進計画案及び概要版（Word、Excel又はPowerPoint及びPDF）
- (2) 島田市公共施設適正化推進計画案の根拠資料（Word、Excel又はPowerPoint及びPDF）
- (3) 打合せ協議の議事録（PDF）
- (4) 業務完了報告書

9 成果品の所有権等

- (1) 業務の成果品の所有権、著作権及び利用権は本市に帰属するものとする。
- (2) 受託者は本市の許可なく、業務により得られた成果品、資料、情報等について第三者に公表し、貸与し、使用し、複製し、又は漏えいしてはならない。
- (3) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

10 注意事項

- (1) 受託者は、本業務を遂行するに当たり、十分な知識を有する者を配置すること。
- (2) 受託者は、業務の進捗について、適宜、本市への報告を行うこと。
また、本市から報告の求めがあった場合は、速やかにこれに対応すること。

- (3) 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあっては本市との協議を要するものとする。
- (4) 島田市公共施設適正化推進計画は既存計画「島田市公共施設適正化推進プラン2019」に代わり、同位置づけで新たに策定するものとする。

11 事務局（問合せ先）

島田市行政経営部 資産活用課 資産経営担当

〒427-8501 静岡県島田市中心町1番の1

T E L : 0547-36-7124

E-mail : s-katsuyou@city.shimada.lg.jp